

浜松市告示第56号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により取引又は証明に使用する特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定に基づき、定期検査を行う区域、その対象となる特定計量器並びにその実施の期日及び場所を次のとおり告示する。

令和8年1月30日

浜松市長 中野祐介

記

- 1 定期検査を行う区域
(別紙1) のとおり
- 2 定期検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項で定める非自動はかり、分銅及びおもり
- 3 定期検査実施の期日及び場所
(別紙2) 及び (別紙3) のとおり

(別紙1) 令和8年度 浜松市
定期検査を行う区域 【東地区】

区域	町名
中央区 中地域 (旧中区)	板屋町、東田町、木戸町、相生町、中島町、名塚町、富吉町、天神町、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、中島四丁目、向宿一丁目、向宿二丁目、向宿三丁目、佐藤一丁目、佐藤二丁目、佐藤三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、海老塚町、砂山町、北寺島町、寺島町、龍禪寺町、瓜内町（1番地から1813番地までを除く）、海老塚一丁目、海老塚二丁目、北田町、常盤町、早馬町、八幡町、野口町、船越町、細島町、茄子町、新津町、助信町、曳馬町、十軒町、早出町、高林一丁目、高林二丁目、高林三丁目、高林四丁目、高林五丁目、上島一丁目、上島二丁目、上島三丁目、上島四丁目、上島五丁目、上島六丁目、上島七丁目、曳馬一丁目、曳馬二丁目、曳馬三丁目、曳馬四丁目、曳馬五丁目、曳馬六丁目
中央区 東地域 (旧東区)	植松町、将監町、神立町、西塚町、上西町、丸塚町、上新屋町、宮竹町、大蒲町、子安町、和田町、天龍川町、篠ヶ瀬町、北島町、薬師町、薬新町、安新町、安間町、材木町、龍光町、長鶴町、白鳥町、松小池町、中里町、中野町、国吉町、上石田町、市野町、小池町、中田町、原島町、天王町、下石田町、笠井町、笠井上町、笠井新田町、豊町、豊西町、恒武町、貴平町、常光町、流通元町、中郡町、西ヶ崎町、大島町、大瀬町、積志町、有玉北町、有玉南町、有玉西町、半田町、有玉台一丁目、有玉台二丁目、有玉台三丁目、有玉台四丁目、半田山一丁目、半田山二丁目、半田山三丁目、半田山四丁目、半田山五丁目、半田山六丁目
中央区 南地域 (旧南区)	渡瀬町、三和町、飯田町、青屋町、鶴見町、新貝町、大塚町、下飯田町、頭陀寺町、本郷町、西伝寺町、安松町、石原町、金折町、老間町、古川町、立野町、四本松町、芳川町、恩地町、参野町、都盛町、大柳町、崩野町、御給町、下江町、富屋町、西町、東町、長田町、河輪町、三新町、江之島町、西島町、福島町、松島町、遠州浜一丁目、遠州浜二丁目、遠州浜三丁目、遠州浜四丁目、楊子町、三島町、瓜内町（1番地から1813番地まで）、白羽町、中田島町、寺脇町、福塚町
天竜区	二俣町二俣、二俣町大園、二俣町阿藏、二俣町鹿島、二俣町南鹿島、山東、次郎八新田、大谷、船明、只来、横川、横山町、月、小川、相津、伊砂、大川、佐久、谷山、西雲名、東雲名、熊、神沢、大栗安、西藤平、東藤平、阿寺、芦窪、長沢、懐山、石神、上野、両島、青谷、渡ヶ島、米沢、日明、緑恵台、春野町領家、春野町堀之内、春野町胡桃平、春野町和泉平、春野町砂川、春野町大時、春野町長蔵寺、春野町石打松下、春野町田黒、春野町篠戸大上、春野町五和、春野町越木平、春野町田河内、春野町牧野、春野町花島、春野町杉、春野町川上、春野町宮川、春野町気田、春野町豊岡、春野町石切、春野町小俣京丸、佐久間町浦川、佐久間町川合、佐久間町半場、佐久間町中部、佐久間町佐久間、佐久間町奥領家、佐久間町相月、佐久間町戸口、佐久間町上平山、佐久間町大井、水窪町奥領家、水窪町地頭方、水窪町山住、龍山町大嶺、龍山町戸倉、龍山町下平山、龍山町瀬尻

(別紙2) 令和8年度 浜松市

定期検査実施の期日及び場所

とき	検査名（対象事業所）	検査場所
4月1日 から 4月30日 まで	多数所在場所検査 (ひょう量が300kg以下で多数の質量計を使用する事業所)	計量器の所在場所
4月1日 から 1月29日 まで	一般所在場所検査 (ひょう量が300kg以下で電気式の質量計を使用する事業所又は所在場所検査が適当な事業所)	計量器の所在場所
5月7日 から 6月3日 まで	集合検査 (ひょう量が300kg以下で所在場所検査に該当しない事業所)	(別紙3) のとおり
11月2日 から 11月30日 まで	小型所在場所検査 (ひょう量が300kgを超え1t以下の質量計を使用する事業所)	計量器の所在場所
11月2日 から 11月30日 まで	中型所在場所検査 (ひょう量が1tを超え5t以下の質量計を使用する事業所)	計量器の所在場所

(別紙3) 浜松市 令和8年度 集合検査日程及び会場

No.	検査日		検査時間	検査会場	電話番号	会場住所
1	5月7日	木	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	積志協働センター	433-3715	中央区積志町1825
2	5月8日	金	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	積志協働センター	433-3715	中央区積志町1825
3	5月11日	月	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	曳馬協働センター	464-2517	中央区曳馬三丁目13－10
4	5月12日	火	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	長上協働センター	421-3595	中央区市野町2620-1
5	5月13日	水	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	白脇協働センター	441-8088	中央区寺脇町241
6	5月14日	木	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	笠井協働センター	433-3224	中央区笠井町861
7	5月15日	金	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	計量検査所	474-5680	中央区住吉二丁目9番1号
8	5月18日	月	午前10時30分～ 正午 午後 1時～ 2時30分	水窪の星の駅碧屋外 (浜松市水窪支所向かい側)	982-0013	天竜区水窪町奥領家3281－8
9	5月19日	火	午前10時30分～ 正午 午後 1時～ 2時30分	天竜区・春野支所	983-0001	天竜区春野町宮川1467－2
10	5月20日	水	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	天竜協働センター	421-0379	中央区藁新町99
11	5月21日	木	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	天竜協働センター	421-0379	中央区藁新町99
12	5月22日	金	午前10時30分～ 正午 午後 1時～ 2時30分	旧佐久間庁舎 (歴史と民話の郷会館隣)	966-0001	天竜区佐久間町佐久間429－1
13	5月25日	月	午前10時30分～ 正午 午後 1時～ 2時30分	龍山森林文化会館	968-0331	天竜区龍山町瀬尻982－2
14	5月26日	火	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	東部協働センター	462-1092	中央区相生町23-1
15	5月27日	水	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	東部協働センター	462-1092	中央区相生町23-1
16	5月28日	木	午前10時30分～ 正午 午後 1時～ 2時30分	二俣ふれあいセンター・ 天竜図書館	926-1244 (926-1245)	天竜区二俣町二俣184-32
17	5月29日	金	午前10時30分～ 正午 午後 1時～ 2時30分	二俣ふれあいセンター・ 天竜図書館	926-1244 (926-1245)	天竜区二俣町二俣184-32
18	6月1日	月	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	計量検査所	474-5680	中央区住吉二丁目9番1号
19	6月2日	火	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	計量検査所	474-5680	中央区住吉二丁目9番1号
20	6月3日	水	午前10時～ 正午 午後 1時～ 3時	計量検査所	474-5680	中央区住吉二丁目9番1号